

○鹿児島大学における鹿大「進取の精神」支援基金地域貢献人材育成事業実施要項

令和4年4月19日

学長裁定

(目的)

第1 鹿大「進取の精神」支援基金にて実施する地域貢献人材育成事業(以下「本事業」という。)は、鹿児島県内の企業・団体に就職が内定した学生の海外研修や各種資格取得をはじめ、社会において役立つ能力の養成など、更なる研鑽を経済的に支援し、本学を卒業又は修了後に鹿児島の地域で活躍あるいは鹿児島県の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

(対象者)

第2 本事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 事業年度の6月1日以降で鹿児島県に本社又は本部を置く企業又は団体に就職が内定又は内々定し(ただし、公務員として就職が内定している者は除く。)、かつ、卒業又は修了と同時に就職を予定している本学の学部卒業見込み者又は大学院修了見込み者
- (2) 海外研修(実地体験を含む)若しくは国内視察旅行又は就職後に役立つ資格取得など社会において有用な知識・能力の向上につながる講座の受講等を計画する者
- (3) 海外研修の場合は事業年度の3月1日までに原則として2週間以上の留学を開始し、留学後は帰国して本学を卒業又は修了予定である者

(事業年度)

第3 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(支援内容)

第4 本事業における支援金は、次の表に定める金額を支給する。ただし、地域人材育成プラットフォームの各プログラムの実践編の修了者に対しては、就職準備金として下記に定める支援額に10万円を加算した金額を支給する。

目的	支援額	受給者数
アジアを除く地域への3週間以上の海外研修（実地体験を含む）	600,000円	毎年5名以内
アジアへの3週間以上の海外研修（実地体験を含む）	400,000円	毎年5名以内
アジアを除く地域への2週間以上3週間未満の海外研修（実地体験を含む）	300,000円	—
アジアへの2週間以上3週間未満の海外研修（実地体験を含む）	200,000円	—
就職後の実務に資する国内視察旅行	70,000円	—
国家資格若しくは簿記やITスキル等の各種資格取得、又は英語をはじめとする外国語検定やビジネス系検定など各種検定受検のための有料研修・講座の受講	50,000円	—
その他、有用な知識・能力の向上につながる有料研修・講座の受講	50,000円	—

2 前項の支援は1名につき原則として1回限りとする。

3 第1項の支援金の支給対象は、受給が決定した後に開始されるものに限る。

（他助成等との重複）

第5 他助成等からの支援が決定している場合は、他助成等支援と重複する本事業による支援を辞退しなければならない。

2 前項の辞退を怠り、他助成からの重複支援を受けたことが後日判明した場合、支援額の全額について返納を求められることがある。

（申請）

第6 本事業による支援を希望する者は、所定の期日までに別に定める申請書及び関係書類を調べ、学長に申請するものとする。地域人材育成プラットフォームの各プログラムの修了者が申請する場合は、これに加えて該当プログラムの修了証明書を提出する。

（受給者の決定）

第7 本事業の支援金受給者の選考については、キャリア形成支援委員会で選考し、学長が決定する。

（報告）

第8 海外研修を終えて帰国したとき、又は国内視察旅行を終えたときは、1ヶ月以内に報告書を学長に提出しなければならない。

（返還）

第9 海外研修の支援金の受給を受けた者は、別に定める報告書の提出及び活動がいずれも行われない場合又は傷病等による止むを得ない理由により帰国した場合は半額を、自己都合により研修期間を満了する前に帰国した場合は全額を返還するものとする。ただし、学長が必要と認めた場合には、この限りでない。

2 国内視察旅行の支援金の受給を受けた者は、別に定める報告書の提出及び視察がいずれも行われない場合又は自己都合により旅行を中断した場合は半額を返還するものとする。

ただし、学長が必要と認めた場合には、この限りでない。

- 3 目的を問わず支援金の受給を受けた者が、事業年度末までに自己都合により鹿児島県に本社又は本部を置く企業又は団体の内定を辞退した場合は返還するものとする。ただし、学長が必要と認めた場合にはこの限りでない。
- 4 第1項から第3項に規定した半額もしくは全額返還する支援金の金額には、地域人材育成プラットフォームの各プログラムの修了者に就職準備金として支給する10万円は含まない。

(事務)

第10 本事業に関する事務は、学生部キャリア形成支援課において処理する。

(補則)

第11 この要項に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月19日から実施する。

附 則

この要項は、令和6年2月13日から実施する。